

臨時株主総会 招集ご通知



日 時

2019年4月26日（金曜日）
午前10時

場 所

東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
株式会社 新川 本店会議室
(第8号棟6階)

目 次

■臨時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5

株式会社 新 川

証券コード 6274

株 主 各 位

東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1

株 式 会 社 新 川

代表取締役社長執行役員 長 野 高 志

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら、2019年4月25日（木曜日）午後5時25分までに議決権を行使下さいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使下さいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年4月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
株式会社 新川 本店会議室（第8号棟6階） |

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 第三者割当による募集株式発行の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更（1）の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更（2）の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第7号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第9号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第10号議案 | 取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shinkawa.com/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。
 3. 当社は、株主総会招集ご通知を英訳にてインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shinkawa.com/en/ir/meeting/>) に掲載しますので、そちらも併せてご参照下さい。なお、翻訳版はあくまで参考としての位置づけであります。万一翻訳に誤りが発見された場合、速やかに修正いたしますが、当社はそれによる一切の責任は負わないものとさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2019年4月26日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出下さい。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限 2019年4月25日（木曜日）午後5時25分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。なお、同封の記載面保護シールをご利用下さい。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限 2019年4月25日（木曜日）午後5時25分まで

● QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

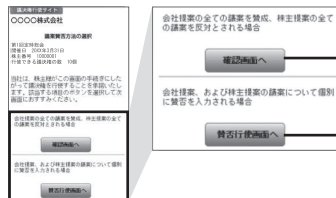


議決権行使書副票（右側）

「ログイン用QRコード」はこちら

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って
行使完了です。

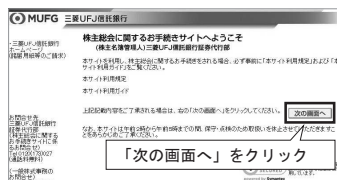
二回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインして下さい。

● ログインID・仮パスワードを入力する方法

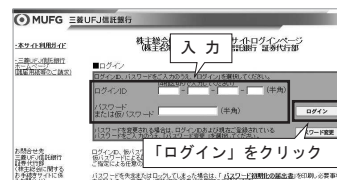
STEP1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



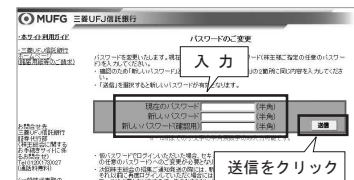
STEP2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



STEP3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

1. 議決権行使サイトについて

- ① 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- ② インターネットによる議決権行使は、2019年4月25日(木曜日)午後5時25分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承下さい。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

(受付時間: 9:00~21:00 通話料無料)

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



※ ただし、毎日午前2時から
午前5時まででは取り扱いを
休止します。

株主総会参考書類

第 1 号議案 第三者割当による募集株式発行の件

当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」または「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当により新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしました。本第三者割当増資に伴い割当予定先に対して発行される普通株式の数26,178,100株（議決権数261,781個）は、現在の発行済株式総数20,047,500株（2018年9月30日現在の総議決権数181,657個）の130.58%（議決権における割合144.11%）（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）に相当します。また、本第三者割当増資が完了した場合、ヤマハ発動機の議決権の所有割合は59.03%となり、同社は当社の支配株主（親会社）になる予定であります。このように、本第三者割当増資の実行により支配株主の異動が見込まれ、かつ、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になることが見込まれます。そのため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の皆様の意思確認の手続きとして、本第三者割当増資のご承認をお願いするものであります。

1. 第三者割当による新株式の発行の内容

(1)	募集株式の種類・数	普通株式 26,178,100株
(2)	払込金額	1株につき382円
(3)	払込金額の総額	10,000,034,200円
(4)	増加する資本金の額	5,000,017,100円（1株につき191円）
(5)	増加する資本準備金の額	5,000,017,100円（1株につき191円）
(6)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7)	払込期間	2019年6月24日から2019年12月31日まで（注）
(8)	割当予定先及び割当株式数	ヤマハ発動機 26,178,100株

(9)	その他	当社と割当予定先であるヤマハ発動機及びアピックヤマダ株式会社（以下「アピックヤマダ」といいます。）は、2019年2月12日付で本第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による当社の子会社化、並びに、当社によるアピックヤマダの完全子会社化及び当社の事業を新設分割設立会社（以下、本議案において「本新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割による当社及びアピックヤマダの共同持株会社体制への移行を伴う三者間の事業統合（以下「本事業統合」といいます。）に関して統合契約書（以下「本統合契約」といいます。）を締結しており、本第三者割当増資は、①当社によるアピックヤマダに対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立していること、②本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出した有価証券届出書の効力が停止していないこと、③各国の競争当局の承認が得られること、④2019年4月26日に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資の承認が得られること、並びに⑤本第三者割当増資の差止め等、本第三者割当増資を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等に対する申立て、訴訟又は手続及び司法・行政機関等の判断等は存在せず、そのおそれもないことを条件としております。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る総数引受契約を締結する予定です。
-----	-----	---

(注) 払込期間を2019年6月24日から2019年12月31日までとした理由は、本第三者割当増資の払込みの実施については、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等及び関係当局の許認可等を得ることが必要となることが想定され、当該届出許認可等が得られ、（待機期間がある場合には）待機期間が経過することが本第三者割当増資の払込みの実施の前提条件とされており、また本公開買付けの開始は各国の競争当局の必要な手続等が終了していることが前提条件とされているところ、2019年2月12日開催の取締役会決議時点では当該競争当局の届出許認可等の取得の時期及び待機期間の終了時期、並びに本公開買付けの開始時期及び終了時期が確定できないためです。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

ヤマハ発動機は、1955年7月に日本楽器製造株式会社（現 ヤマハ株式会社）より分離独立し、静岡県浜松市にて発足し、分離以前より製造していた二輪車の生産販売を継続しました。その後、ボート、船外機等の販売を開始し、1961年9月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）に上場しています。ヤマハ発動機には、連結子会社113社、持分法適用子会社3社及び持分法適用関連会社27社（2018年12月31日現在。以下、ヤマハ発動機と併せて「ヤマハ発動機グループ」といいます。）が存在し、二輪車事業、マリン事業、特機事業、産業用機械・ロボット事業等を主な事業としています。なお、ヤマハ発動機グループの主な事業と主な製品は以下のとおりです。

主な事業	主な製品
二輪車事業	二輪車、中間部品、海外生産用部品
マリン事業	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船
特機事業	四輪バギー、レクリエーション・オフハイウェイ・ビークル、ゴルフカー、スノーモビル、発電機、除雪機、汎用エンジン

主な事業	主な製品
産業用機械 ・ロボット事業	サーフェスマウンター、産業用ロボット
その他事業	電動アシスト自転車、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、 産業用無人ヘリコプター、電動車いす

ヤマハ発動機は、2018年12月に「長期ビジョン」及び「新中期経営計画（2019年―2021年）」を公表しており、長期ビジョンでは、「ART for Human Possibilities」というスローガンを掲げ、2030年に向けた成長戦略を立案しました。当該「長期ビジョン」において、これからますます多様化が進む人々の価値観、社会を取り巻く環境に、ヤマハ発動機の持つ歴史的価値観を基盤として、社会課題の解決を進めながら、成長戦略を実行していくとのことです。新中期経営計画は、既存事業の稼ぐ力を維持しながら、新規事業など戦略的な成長領域への資源配分を行い、その上で連結売上高2兆円、連結営業利益1,800億円の達成を計画しています。なお、ヤマハ発動機グループの事業のうち、本事業統合に関連する事業は、産業用機械・ロボット事業であり、以下においては、特段の記載が無い限り、産業用機械・ロボット事業に関する内容を記載しております。

ヤマハ発動機と当社は、当社が属する半導体後工程業界とヤマハ発動機の主な事業の一つである産業用機械・ロボット事業の主力製品であるマウンター装置（半導体及び電子部品をプリント基板に実装する装置）が属する電子部品実装業界においては、近年の世界的な動向として両業界を跨ぐ技術的融合が強まっており、業界自体の相互侵食の傾向が強まっていること、装置メーカーに対しても両業界を跨ぐ技術的なトータルソリューションの供給要請が強まっていること、また、特に海外市場においては、当該トータルソリューションの提供力が事業競争力を大きく左右する状況となっていることといった事業環境の変化に対応すべく、2015年5月に、ヤマハ発動機がマウンター装置における技術を応用しつつ半導体市場向けに開発製造するフリップチップボンダ製品を、当社が当社自らのブランドとして半導体市場で販売する内容の販売提携契約を締結しており、現在も、ヤマハ発動機が製造する製品を当社が仕入れ、半導体メーカー等に対して販売を行っております。

当社は、1959年8月にトランジスタ部品の二次加工を業とする目的から株式会社新川製作所として東京都三鷹市にて設立されました。その後、株式会社新川製作所の株式額面金額を変更するため、1980年2月1日を合併期日として、休眠会社であった中丸商事株式会社を存続会社として同社を吸収合併し、同日をもって商号を株式会社新川に変更しました。当社は、1988年9月に東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」といいます。）に上場し、2000年9月に東証第一部に市場変更をしております。当社には、子会社12社（2019年2月12日現在。以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）が存在し、当社グループは半導体メーカー及び電子部品メーカー向け半導体製造装置及び電子部品実装装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、更に、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。なお、当社グループの主な事業と主な製品は以下のとおりです。

主な事業	主な製品
半導体製造装置 及び電子部品実装装置	ワイヤボンダ、ダイボンダ、フリップチップボンダ、 アクティブアライメント装置、ブランク搭載機、FPD検査装置

なお、半導体の製造工程は、大きく前工程と後工程とに分けられ、スライスされた円盤状のシリコンウェーハ上に写真の感光の原理を用いて、トランジスタや金属配線等の回路を形成するまでが前工程、そのシリコンウェーハからICチップを切り出し、チップをパッケージに固定、配線し、セラミックや樹脂の中に封入することにより半導体製品に組み立てるまでが後工程と呼ばれています。当社で

は、主にこのような後工程の中でもICチップとプリント基板の電気回路を金や銅の細いワイヤを使用し配線・接続するワイヤボンダ、ICチップをプリント基板に固定するダイボンダ、ICチップとプリント基板の電気回路をワイヤを使用せずに直接接続するフリップチップボンダなど、ボンディングと呼ばれるICチップを内包する半導体パッケージの内部配線を行う工程に使用される産業用精密ロボットの開発・製造・販売を行っております。

また、2018年6月には、ファクトリーオートメーションの分野で38年に亘る各種生産設備の開発、販売の実績を有する株式会社パイオニアFA（現 株式会社PFA）の全株式を取得して子会社化し、従来手掛けていたボンディング装置と技術的な相互補完性が高く、顧客ニーズの属性も近い電子部品実装装置事業にも進出しております。

当社グループは、「人が創造力を発揮し夢と希望を持てる社会、人が人の持つ可能性に挑戦できる環境の実現のために、ロボット技術を磨き、人間社会をより豊かにする最先端技術を提案する」という経営理念のもと、5G通信規格等高速ネットワーク並びにビッグデータ処理用高速データセンター向けの次世代半導体製造に対応する技術革新が求められる半導体市場の新時代到来を見据え、ボンディング技術のリーディングカンパニーを目指し、常に実装技術の革新に挑戦することで持続的成長を図っております。

なお、本第三者割当増資は、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダにおける本事業統合の一環として実施されるものであるところ、以下、アピックヤマダについて説明します。

アピックヤマダは、1950年3月に長野県更級郡上山田町（現 長野県千曲市）において、機械部品の加工を主な事業として山田製作所（個人営業）として創業されました。その後、1968年1月にリードフレーム用金型の製造販売、翌1969年2月には日本初となる半導体封止用トランスファーモールド金型の製造販売を開始し、以降、1971年にはリードフレームの製造販売、1972年にはリード加工機の製造販売を開始するなど一貫して半導体後工程装置・電子部品の開発・製造・販売を主たる事業としてきました。同社は、1993年4月に商号をアピックヤマダ株式会社に変更し、1996年1月に東証第二部に上場しています。アピックヤマダには子会社6社及び関連会社3社（2018年9月30日現在。以下、アピックヤマダと併せて「アピックヤマダグループ」といいます。）が存在し、アピックヤマダグループは、当社と同じく主に半導体後工程向けの電子部品組立装置、電子部品及びその他の製造販売を主要な事業としています。なお、アピックヤマダグループの主な事業と主な製品は以下のとおりです。

主な事業	主な製品
電子部品組立装置	モールドイング装置、リード加工機、モールド金型、テストハンドラー、各種自動化機器
電子部品	リードフレーム、LEDプリモールド基板(LPS)、電子通信部品
その他	リード加工金型、リードフレーム金型

アピックヤマダは、経営理念である「自然に優しさを」「社会に豊かさを」「人に幸せを」に基づき、アピックヤマダ独自の金型設計・製造技術により培われた精密機械製品の供給を通じて半導体産業に貢献し、アピックヤマダグループの更なる成長発展により、株主、顧客、従業員をはじめ、ステークホルダーのご期待に応えられる企業を目指しています。

当社及びアピックヤマダが属する半導体製造装置業界は、半導体業界の景気動向並びに顧客である半導体メーカーや部品組立メーカーの設備投資の動向に大きな影響を受けております。また、顧客で

ある半導体メーカーからの値下げ要求は強く、半導体製造装置メーカー間の競争も厳しく、販売価格の下落が進んでおり、より一層のコスト削減が必要な状況となっております。

近年、スマートフォン販売増加やデータセンターの設備増強の影響で、半導体メーカーの設備投資も拡大傾向が続いておりましたが、2019年1月の状況ではスマートフォンの販売拡大の鈍化等により半導体メーカーが設備投資を控える傾向が表れており、半導体製造装置業界は急速に環境が悪化しております。このような環境の悪化により、当社及びアピックヤマダにおいては顧客である半導体メーカーや部品組立メーカーからの設備発注が減少し、業績は悪化傾向であり、業績改善のために対応が必要な状況となっております。当社とアピックヤマダは、短期的には、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力をつけ、固定費削減を含むコスト削減を行い、需要が減少しても黒字を確保できる体制を構築することが急務と考えています。また、中長期的には、今後到来し得るIoT/ビッグデータ用半導体の需要増大と後工程装置の高機能化要求に応え続けるために、先端技術領域における研究開発投資の強化が成長戦略に不可欠な事業環境を迎えており、財務基盤の強化が望まれるとともに、前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションの提供が競争優位を確立する重要な要素となっております。

ヤマハ発動機が属する産業用機械・ロボット業界においては、半導体後工程装置とヤマハ発動機的主力製品であるマウンター装置との工程間連携の顧客要求が強くなっており、ヤマハ発動機においても半導体後工程装置メーカーとの技術的融合を実現し、顧客に対するトータルソリューションを提供することが今後の成長のためには必要であると考えているとのことです。

上記のような業界環境において当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダが共通の課題として、半導体後工程業界及び電子部品実装業界が求めるトータルソリューションの実現方法を模索する中、従来から販売提携関係にあったヤマハ発動機と当社は、提携関係を更に強化し、相互に強みを持ち寄り、顧客にトータルソリューションを提供することが必要と考え、また、当社においては、2009年3月期以降、2017年3月期を除いて営業赤字が継続する状況からの抜本的な収益性の改善が急務な中、そのためには資金力及び信用力の観点でヤマハ発動機との提携関係を深めることが有用であると判断し、ヤマハ発動機と当社は2018年3月中旬から、資本提携を含めた提携関係の強化の検討を開始いたしました。当該検討を継続している中で、2018年4月上旬にアピックヤマダから当社への事業統合の提案がありました。具体的には、半導体ユーザーからは異なる種類の半導体の機能を統合したモジュール化ニーズが強まっており、これを受けて半導体の製造工程において従前の前工程、後工程の区分を超えた工程技術の垂直統合が進行していることから、アピックヤマダとしても、アピックヤマダ単独ではモジュール化ニーズへの対応は企業規模、体力等の不足から難しいものの、今後ますます増大する半導体需要と高機能化への要求に対し、日本の半導体製造装置メーカーが集結してそれぞれが有する技術を持ち寄り、高い生産性、安定した品質、低コストをバランスよく実現するトータルソリューションを創造できれば、日本の半導体製造装置メーカーの生き残りとは更なる発展を実現できると考えていたところ、当社がアピックヤマダの製造するモルディング装置との技術的融合が求められるボンディング装置のメーカーであり、かつ、当社とアピックヤマダがボンディング及び半導体樹脂封止という半導体後工程市場の主要工程のうち、ボンディングの後には樹脂封止する工程順序であるように相前後する工程において事業を行っている有力な日本の半導体製造装置メーカーであると考えたことから、まずは当社とアピックヤマダが事業統合することで半導体の後工程の主要な工程をカバーし、のちにこの両社の統合を核として他の半導体後工程を担う日本企業も招き入れ海外企業に対抗しうる成長企業体を組成していきたいとの提案を受けました。当社において検討した結果、当社とヤマハ発動機の二社又は当社とアピックヤマダの二社で事業統合するだけでは、すでに半導体後工程事業の複数

プロセスとマウンター装置の融合を実現している海外大手競合他社との競争に勝ち抜くためのトータルソリューションの提供体制構築には十分ではないものの、当社、ヤマハ発動機、及びアピックヤマダの三社で提携をすれば、三社それぞれの技術を融合した顧客へのトータルソリューションの提供が可能となり、ひいては各社の企業価値向上に資することとなると考え、2018年7月上旬に当社からヤマハ発動機に三社での事業統合を検討することを提案いたしました。更に、2018年7月中旬に当社からアピックヤマダに三社での事業統合を検討することを提案いたしました。かかる提案後、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは面談等を重ね、2018年11月上旬に三社で事業統合に向けた具体的な検討を開始いたしました。かかる検討のために、ヤマハ発動機は、ファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ブルータス・コンサルティングを、リーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所をそれぞれ選任し、また、アピックヤマダはファイナンシャル・アドバイザーとして山田コンサルティンググループ株式会社を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、本事業統合に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。更に、アピックヤマダは、本事業統合に関する提案を検討するためにアピックヤマダの取締役会の諮問機関として2019年1月8日に第三者委員会を設置しました。その上で、本事業統合の実現可能性の精査のために、当社はアピックヤマダに対するデュー・ディリジェンスを、ヤマハ発動機はアピックヤマダ及び当社に対するデュー・ディリジェンスをそれぞれ2018年11月中旬から2019年1月下旬までにおいて実施するとともに、並行して、三社間で、本事業統合の統合形態、統合後の経営体制、統合後の組織体制、事業面の協業体制等についての協議を続けて参りました。

その結果、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、事業環境の変化に柔軟に対応し、競合他社に打ち勝っていくためには、相互の技術・製品を組み合わせることで顧客の要求するトータルソリューションへの対応が必要となること、また半導体業界の市況の波に影響されない企業体力を構築するには、当社とアピックヤマダだけでなく、ヤマハ発動機が統合に加わることで信用補完が有効であるとの判断に2019年1月上旬に至りました。

また、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、三社で本事業統合を行う方法について協議・検討をする中で、当社とアピックヤマダは半導体製造後工程装置での関連が密接であり、競争優位を確立するトータルソリューションの実現及び両社のコスト削減を含む構造改革のためには、全面的な事業統合が必要との結論に至りました。全面的な事業統合の形態としては合併という方法を検討いたしましたが、両社の給与制度等の違いを統合するには時間がかかり、更に制度を統合することでコスト増加になりかねないことから採用は難しいと判断いたしました。また、当社とアピックヤマダが法人格を維持しつつ親子関係になる方法も検討いたしましたが、両社の役職員のモチベーション低下につながりかねないため、両社は対等な関係で統合することが望ましいと判断いたしました。更に、ヤマハ発動機の産業用機械・ロボット事業はヤマハ発動機が営む事業のうちの一部であり、法人として当社及びアピックヤマダと全面的に統合することは難しいとヤマハ発動機は判断したとのことです。このような検討の中で、三社は、本事業統合の方法として、本新設分割設立会社とアピックヤマダを完全子会社とする共同持株会社体制を組成し、共同持株会社の傘下で二社の事業統合を進めることがコスト増加を避け、共同持株会社の傘下で事業統合を進めやすく、かつ両社対等な形を構築でき有用であり、その上で、ヤマハ発動機が当社とアピックヤマダの共同持株会社の親会社となることで、共同持株会社を通じて三社が強固な資本関係を構築することができ、信用力の強化にもつながることから、有力なスキームであるとして検討を進めました。共同持株会社の傘下となる本新設分割設立会社とアピックヤマダについては、シナジー効果を最大化させるためには、上場を維持した子会社ではなく、共同持株会社の完全子会社となることにより、迅速な意思決定を行う体制が構築でき、緊密な連携や構造改革等も実施がしやすくなると考えました。また、ヤマハ発動機としては資本を伴わない業

務提携ではなく、共同持株会社の子会社化まで踏み込んだ資本関係を構築することで、営業面、技術面、資金面において強固な連携が可能と判断したとのことです。このような検討過程を踏まえて、法務面、会計税務面等、様々な観点で検討をした結果、最終的に、①当社によるアピックヤマダ株式に対する本公開買付け及びその後の一連の手続により、アピックヤマダを当社の完全子会社とし（以下、本公開買付けと併せて「完全子会社化取引」といいます。）、②完全子会社化取引の実行のための資金や構造改革等の資金を調達するためヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資（なお、本第三者割当増資実施後の当社の発行済株式総数に対するヤマハ発動機による当社株式の保有割合は56.63%になる予定です。）を行うことにより、当社をヤマハ発動機の子会社とし（資金充当に関する詳細については、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）、更に、③当社の事業を本新設分割設立会社に承継させる新設分割（以下「本会社分割」といいます。）により現在の当社を共同持株会社（以下「本共同持株会社」といいます。）とする一連の取引（以下、かかる一連の取引を「本取引」と総称します。）を行うことについて、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダの三社間で2019年2月12日に合意に至りました。本取引の詳細については、後記「（本事業統合の方法）」をご参照ください。

本事業統合によりサーフェスマウンター（プリント基板に半導体や電子部品を表面実装するための装置）・FA（ファクトリーオートメーション。工場における生産工程の自動化を図るシステム）を有するヤマハ発動機、ボンダ（ICチップとプリント基板の電気回路を接続する装置）を有する当社、モールド（パッケージ樹脂封止装置）を有するアピックヤマダの三社の技術を統合し、『半導体後工程及び電子部品実装分野におけるTurn-Keyプロバイダー（注）』としてお客様の期待を超えるトータルソリューションを提供することを目指して参ります。更に、『日本発の新しいプロセス技術を創造・発信する企業』として、新たな参加企業も募り、半導体後工程製造・電子部品組立装置市場で世界トップシェアを目指して参ります。

（注）半導体後工程及び電子部品製造工程の一連の工程において、複数の製造プロセスの装置を一括で提供すること。更には複数の製造工程を一つのプロセスとみた場合における全体最適提案、ソリューションを提供すること。

当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、本事業統合により主に以下の効果が発揮されることを期待しております。

（i）営業面において期待される効果

- ・三社の製品は重複が少なく、三社の製品を結びつけることで、半導体後工程の製造ラインの一括提案（ワンストップ提案）が可能となり、ビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・顧客面においても、メモリー領域に強い当社、車載デバイス及び先端パッケージ領域に強いアピックヤマダ、電子部品実装領域に幅広い顧客層を持つヤマハ発動機の販売網を結合することで三社で補完関係が構築でき、相互の製品を品揃えとして拡充ができ、各社相互で顧客向けにクロスセルをすることでビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・当社及びアピックヤマダは、ヤマハ発動機の信用力を背景として、規模面・体力面で顧客に対する信頼性・安定性が増すため、両社ともにビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・技術動向・市場動向を共同で収集・分析し、効率的な営業活動戦略の立案と商品開発戦略に資するマーケティングに活かすことが想定されます。

（ii）技術開発面において期待される効果

- ・三社の技術的な強み（当社：脆弱なICチップを扱うダイボンダ、ワイヤボンダ全般の要素技術、FA・インテグレーション技術（個々の要素技術を組み合わせた上で、顧客の課題を

解決する機能を装置の形状として実現する統合制御技術)、アピックヤマダ：半導体パッケージの成型技術、精密金型設計・加工技術、ヤマハ発動機：高速多軸制御技術（装置を動かす複数の高速で動いている軸を制御する技術）、M2M制御技術（別々の装置と装置をつなぎ、あたかも一つの装置のように統合操作、制御する技術）を持ち寄り、単品装置だけではなくライン全体を視野に入れた新製品開発が可能となることが想定されます。

- ・年々開発における負荷が増加している制御・ソフトウェア関係について、各社のシステム関係の人材が協力することで、人材不足の解消及び技術力の向上につながることを期待されます。

(iii) 調達・生産面において期待される効果

- ・三社の調達網を活用し、需要変動に強い安定的な調達体制を構築できることが想定されます。
- ・三社で部品の共通化を進めることでコスト削減を図ることが想定されます。
- ・生産拠点や外注先を相互活用することで需要変動に強い生産体制を構築できることが想定されます。
- ・また、当社とアピックヤマダが同一国（タイ）の近接地にそれぞれが持つ生産拠点の統合等により生産効率化を図ることにより、生産コストの低減が想定されます。

(iv) 間接コスト面において期待される効果

- ・三社の拠点の相互活用や経理、財務、人事、総務、法務等の間接部門の集約化等により間接コストの削減が想定されます。

(本事業統合の方法)

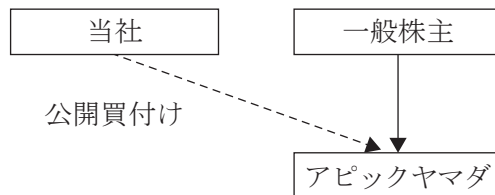
本事業統合は、(i) 当社によるアピックヤマダ株式に対する本公開買付け及びその後の一連の手続により、アピックヤマダを当社の完全子会社とし、(ii) 完全子会社化取引の実行のための資金や構造改革等の資金を調達するためヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資を行うことにより、当社をヤマハ発動機の子会社とし、更に、(iii) 本会社分割により現在の当社を共同持株会社とする一連の取引（本取引）により行います。

上記の各取引の詳細は以下のとおりです。なお、各取引の実行の条件については、後記「(本統合契約の概要)」をご参照ください。

①本公開買付け及び完全子会社化取引

当社は、アピックヤマダを完全子会社とするために、本公開買付けを実施いたします。

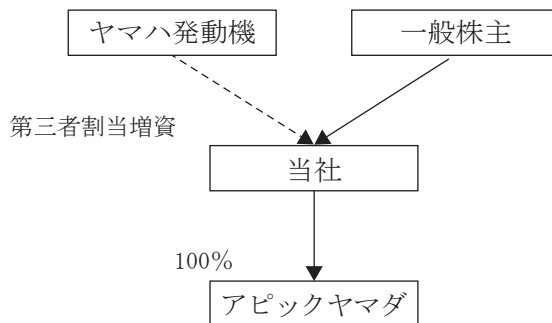
当社は、本公開買付けによって、アピックヤマダの普通株式のすべてを取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、アピックヤマダを当社の完全子会社とするための一連の手続を実施いたします。なお、当社はアピックヤマダの完全子会社化を企図して本公開買付けを行うため、本公開買付けの結果次第では、アピックヤマダ株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合、当該成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、当社はその後アピックヤマダを完全子会社とすることを予定しておりますので、その場合には、アピックヤマダ株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。



②本第三者割当増資並びに当社の監査等委員会設置会社への移行及びその他の定款の一部変更

当社がヤマハ発動機を割当先とする第三者割当増資を実施し、ヤマハ発動機が当社を子会社化いたします。

なお、本第三者割当増資は、当社による本公開買付けの買付代金、国内外工場及び営業サービス拠点の統廃合に伴う移転・新設費用並びに海外営業サービス拠点における営業サービス機能最適化のための統廃合に伴う移転・新設費用等の構造改革費用や、5G通信規格等高速ネットワーク並びにビッグデータ処理用高速データセンター向けの次世代半導体製造に対応する次世代装置及び新プロセス技術の研究開発の資金を調達することを目的としているため、本第三者割当増資の払込みは、本公開買付けの成立等を前提条件として実施いたします。

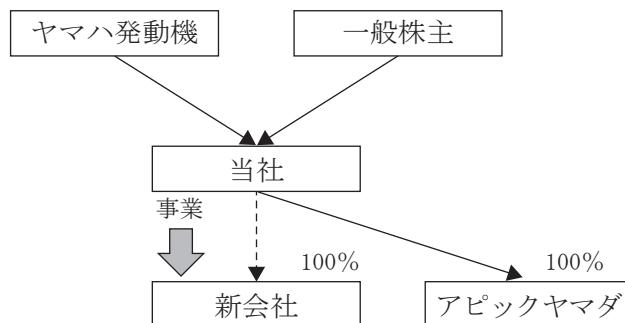


当社は、本第三者割当増資の払込みが完了していること及び当社の2019年6月下旬開催予定の定時株主総会が終結していることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを含む定款の一部変更を行うとともに、かかる定款変更の効力発生を条件として、当社の新役員を選任する予定であり、本第三者割当増資、当該定款変更及び当該新役員選任に係る各議案を本臨時株主総会に上程しております。

③本会社分割並びに商号変更及びその他の定款の一部変更

当社が本会社分割により、本共同持株会社として必要な機能を除く事業を、当社の完全子会社である新設分割設立会社に承継させ、当社は本新設分割設立会社とアピックヤマダの共同持株会社に移行します。

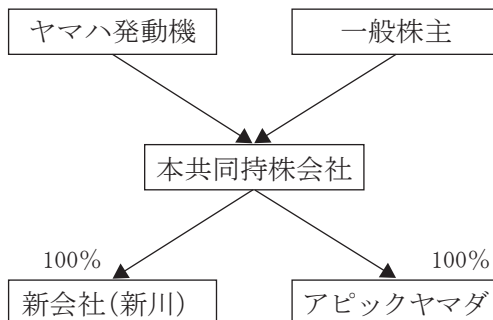
当社は、2019年7月1日を予定している本会社分割の効力発生を条件として、その商号を変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更を行う予定であり、本会社分割及び当該定款変更に係る各議案を本臨時株主総会に上程しております。



④本取引完了後

ヤマハ発動機が本共同持株会社の親会社（本取引完了後の当社の発行済株式総数に対するヤマハ発動機による当社株式の保有割合は56.63%となる予定です。）となり、当社及びアピックヤマダが本共同持株会社の完全子会社となります。

なお、本共同持株会社は、本取引完了後も上場を維持する予定です。



⑤本取引完了後の経営方針

本公開買付けは本取引の手続の一環として行われるものであり、本取引完了後の共同持株会社の経営体制及び事業運営については、以下のとおりとすることを考えております。

- ・当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、必要となる株主総会決議を得ることを条件として、本取引完了直後の本共同持株会社の取締役のうち4名はヤマハ発動機出身者（うち1名は

監査等委員)、1名は当社出身者、1名はアピックヤマダ出身者、3名は社外取締役(うち2名は監査等委員)とすること。(なお、取締役の総数に関する合意はなし。)

- ・本共同持株会社は、当社グループ各社(本会社分割により設立された本新設分割設立会社及びアピックヤマダグループを含む。以下同じ。)に係る一定の事項につき決定する場合、又は当社グループ各社が一定の事項を実施する場合には、事前に決定又は実施すべき事項につきヤマハ発動機の書面による承諾を取得し、あるいは、事前に決定又は実施すべき事項の概要をヤマハ発動機に書面により通知し、事前にヤマハ発動機との間で協議を行うものとする。

(本統合契約の概要)

本統合契約の概要は以下のとおりです。

①本取引の概要

当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、本統合契約等の規定に従い、当社によるアピックヤマダ株式に対する公開買付け及びスクイーズアウトによる非公開化、ヤマハ発動機を割当先とする当社による本第三者割当増資、並びに当社の新設分割による持株会社化の各取引を実施する。

②本公開買付けの実施

当社は、大要以下の前提条件がすべて充足されていることを条件として、本公開買付けを実施する。

- (i) 当社の本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されていること
- (ii) アピックヤマダの取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、その決議が維持されていること
- (iii) ヤマハ発動機及び当社間で本第三者割当増資にかかる総数引受契約が締結され、有効に存続しており、解除又は無効となる具体的なおそれが客観的に存在しないこと
- (iv) 本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと
- (v) 司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (vi) 本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)及びその他外国における競争法上の許認可等が必要となるすべての国又は地域において、当該許認可等(以下「本許認可等」と総称します。)が取得及び履践され、(待機期間がある場合には)待機期間が経過(排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。以下同じ。)していること。また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること
- (vii) 本統合契約に定めるヤマハ発動機及びアピックヤマダの表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (viii) 本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべきヤマハ発動機及びアピックヤマダの義務がすべての重要な点において履行又は遵守されていること
- (ix) アピックヤマダグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないこと

ただし、本公開買付けの開始日の前営業日の正午において以下の事由のいずれかが充足されていない場合、ヤマハ発動機は、当社に対して本公開買付けを開始しないことを請求することができる。

- (i) 本統合契約に定める当社及びアピックヤマダの表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (ii) 本統合契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき当社及びアピックヤマダの義務がすべて重要な点において履行又は遵守されていること
- (iii) 当社グループ又はアピックヤマダグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす具体的なおそれのある事実又は事由が発生していないこと

なお、本公開買付けの条件は以下のとおりです。

- (i) 買付等の価格
アピックヤマダの普通株式 1 株につき 570 円
- (ii) 買付予定数の上限及び下限
買付予定数の下限 8, 279, 600 株、買付予定数の上限無し
- (iii) 買付け等の期間
30 営業日と設定することを予定しています。

③アピックヤマダによる意見表明等

アピックヤマダは、本統合契約の締結日において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行い、公開買付期間中これを撤回又は変更しない。ただし、当該意見表明を維持することがアピックヤマダの取締役の善管注意義務に違反する具体的なおそれがあるとアピックヤマダが合理的に判断する場合には、この限りではない。

アピックヤマダは、本統合契約の締結日から公開買付期間の末日までの間、自らが当社以外の者からアピックヤマダの普通株式に係る公開買付けの提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、ヤマハ発動機及び当社に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとする。

当社は、(i) 法令等により延長しなければならない場合及び (ii) 当社の本統合契約上の義務の違反によることなく、公開買付期間の末日までに本許認可等に関する司法・行政機関等の判断等が取得されず、又は本許認可等に関する待機期間が満了しない場合に、法令等において許容される範囲内で公開買付期間を延長する場合を除き、ヤマハ発動機及びアピックヤマダの事前の書面による承諾がない限り、公開買付期間の延長を行うことはできない。

④スクイーズアウトの実施

当社及びアピックヤマダは、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、アピックヤマダの株主を当社のみとするために必要な手続を行うものとする。

⑤本第三者割当増資

ヤマハ発動機は、大要以下の前提条件が充足されていることを条件として、当社との間で総数引受契約を締結し、本第三者割当増資の払込みを行う。

- (i) 本公開買付けが成立していること

- (ii) 本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと
- (iii) 司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- (iv) 本取引に関し、本許可等が取得及び履践され、(待機期間がある場合には) 待機期間が経過していること。また、当該国又は地域の公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること

⑥ 本会社分割

当社は、大要以下の前提条件が充足されていることを条件として、本会社分割を実行する。

- (i) 本第三者割当増資の払込みが完了していること
- (ii) 本公開買付けに係る決済が完了していること
- (iii) 当社の本臨時株主総会において、本会社分割に係る新設分割計画が承認されていること

⑦ 経営体制及び事業運営

当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダは、必要となる株主総会決議を得ることを条件として、本取引完了直後の本共同持株会社の取締役のうち4名はヤマハ発動機出身者（うち1名は監査等委員）、1名は当社出身者、1名はアピックヤマダ出身者、3名は社外取締役（うち2名は監査等委員）とすることについて合意する。

本共同持株会社は、当社グループ各社（本会社分割に際し設立された新設分割設立会社（新会社）及びアピックヤマダグループを含む。以下同じ。）に係る一定の事項につき決定する場合、又は当社グループ各社が一定の事項を実施する場合には、事前に決定又は実施すべき事項につきヤマハ発動機の書面による承諾を取得するものとする。

本共同持株会社は、当社グループ各社に係る一定の事項につき決定する場合、又は当社グループ各社が一定の事項を実施する場合には、事前に決定又は実施すべき事項の概要をヤマハ発動機に書面により通知し、事前にヤマハ発動機との間で協議を行うものとする。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	10,000,034,200円
②	発行諸費用の概算額	40,000,000円
③	差引手取概算額	9,960,034,200円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、アドバイザー費用、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

手取金の使途につきましては、①本公開買付けの買付代金に7,079百万円、②当社の業績を改善するための構造改革のための費用に3,100百万円、③新規製品の研究開発のための費用に5,300百万円を充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。なお、上記の資金需要全体から本第三者割当増資による調達金額を控除した不足分である5,519百万円については、自己資金及び金融機関からの借入れによる調達を予定しております。9,960百万円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 本公開買付けの買付代金（注2）	7,079	2019年6月下旬から 2019年12月31日頃
② 構造改革費用（注3）	1,440	2019年7月頃から 2021年12月頃
③ 研究開発資金（注4）	1,440	2019年7月頃から 2022年3月頃

- (注) 1. 実際に支出するまでの手取金につきましては、銀行預金等にて管理する予定です。
2. 本公開買付けの買付代金については、本公開買付けの買付予定数12,419,426株にアピックヤマダ普通株式1株当たりの買付け等の価格570円を乗じた金額を記載しております。
3. 構造改革費用については、国内外工場及び営業サービス拠点の統廃合に伴う移転・新設費用並びにITシステム再構築費用が想定されています。上記の構造改革費用に係る資金需要全体（約3,100百万円）の具体的な内訳としては、(i) 海外工場の統合等に伴う移転・新設費用（主に建設工事費）として2020年1月頃から2021年3月頃までに2,000百万円、(ii) 本事業統合に伴う三社の国内工場の機能最適化に伴う一部移転費用（主に移設工事費）として2020年4月頃から2021年9月頃までに500百万円、(iii) 当社及びアピックヤマダの海外営業サービス拠点（米国・欧州・韓国・中国・台湾・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ）における営業サービス機能最適化のための統廃合に伴う移転・新設費用として2019年7月頃から2020年3月頃までに100百万円、(iv) ITシステム再構築費用（主にERP等基幹システム）として500百万円を予定しております。構造改革費用の支出は、本事業統合を前提にしておりますので、払込が7月以降になる場合は支出時期を払込み後に繰り下げます。
4. 研究開発資金については、5G通信規格等高速ネットワーク並びにビッグデータ処理用高速データセンター向けの次世代半導体製造に対応する次世代装置及び新プロセス技術の研究開発のための費用が想定されています。上記の研究開発資金に係る資金需要全体（5,300百万円）の具体的な内訳としては、(i) 2019年7月頃から2020年3月頃までに1,300百万円、(ii) 2020年4月頃から2021年3月頃までに1,900百万円、(iii) 2021年4月頃から2022年3月頃までに2,100百万円を予定しております。払込が7月以降になる場合は、自己資金及び金融機関からの借入による一時的な調達を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、前記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおり、本取引の一環として行われるものであり、当社としましては、本第三者割当増資による資金調達により、本公開買付けの買付代金に充当しうることで、また構造改革及び新製品の研究開発資金に活用することで、当社グループの収益拡大、ひいては中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日から遡る1ヶ月間（2019年1月9日から2019年2月8日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である382円（円単位未満四捨五入。本項において以下同じです。）といたしました。

当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、取引日より上下するという

株価の性質等を踏まえ、特定の一時点を基準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月間としたのは、米中貿易戦争が半導体分野へ波及を見せている直近動向など、半導体市場を取り巻く環境が不透明感を増していることから、当社を含む半導体製造装置関連株の直近変動率が増している状況に鑑み、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間等の期間と比較して、直近の時価により近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

かかる発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）にも準拠しており、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である2019年2月8日の東証第一部における当社普通株式の終値である371円に対して3.0%（小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。）のプレミアム、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値428円に対して10.7%のディスカウント、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値509円に対して25.0%のディスカウントとなっており、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本第三者割当増資にかかる取締役会に出席した当社監査役3名（うち、社外監査役3名）の全員から、当該発行価額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に係る株式数は26,178,100株（議決権数261,781個）であり、これは、2018年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数20,047,500株に対して130.58%（2018年9月30日現在の総議決権数181,657個に対する割合144.11%）（小数点以下第三位を四捨五入。本号及び次項において同じです。）に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

当社は、本取引の一環として行われる本第三者割当増資の実施が将来的な株主価値の向上を企図するものであること等を勘案し、本第三者割当増資の必要性について十分に審議を重ねてまいりました。その結果、当社としては、本第三者割当増資の実施を通じて、ヤマハ発動機の連結子会社となること及び当該増資により取得した資金を用いて、アピックヤマダを当社の完全子会社とし、当社が本会社分割によりアピックヤマダとの共同持株会社体制を構築することは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、必要不可欠であり、また、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えており、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、社外取締役である安生一郎氏及び川上雄一氏を含めて、当社取締役会は、本第三者割当増資にかかる株式の発行数量及び希薄化の規模が合理的であると判断しております。

（特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見）

本第三者割当増資において、割当予定先であるヤマハ発動機は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

2019年2月12日開催の取締役会において、監査役3名（うち社外監査役3名）は、本第三者割当増資は当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダの事業統合の一環として行われるものであり、当該資金調達をすることにより、本公開買付けの買付代金に充当しうること、また構造改革及び新製品の研究開発資金に活用することで、当社グループの収益拡大、ひいては中長期的な企業価

値の向上に資することとなると判断することに不合理な点はないこと、本第三者割当増資の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」には該当しないこと、また、本第三者割当増資は金融機関等からの借入れ等と異なり財務基盤の悪化を伴わないことから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であり、株式の希薄化の規模が合理的であること、その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するヤマハ発動機に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を述べております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	ヤマハ発動機株式会社		
(2) 所在地	静岡県磐田市新貝2500番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日高 祥博		
(4) 事業内容	二輪車事業、マリン事業、特機事業、産業用機械・ロボット事業、その他事業		
(5) 資本金	85,797百万円		
(6) 設立年月日	1955年7月1日		
(7) 発行済株式数	349,914,284株		
(8) 決算期	12月31日		
(9) 従業員数	(連結) 53,977人 (単体) 10,614人		
(10) 主要取引先	販売代理店等		
(11) 主要取引銀行	(株)みずほ銀行、(株)静岡銀行、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (2018年6月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	10.00%	
	ヤマハ(株)	9.90%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	6.98%	
	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	5.41%	
(13) 当会社社間の関係	トヨタ自動車(株)	3.57%	
	資本関係		
	該当事項はありません。		
	人的関係		
	該当事項はありません。		
取引関係	当社はヤマハ発動機から製品を仕入れております。		
	関連当事者への該当状況		
	該当事項はありません。		

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
連結純資産	575,404	665,232	695,743
連結総資産	1,318,776	1,415,845	1,433,458
1株当たり連結純資産(円)	1,529.53	1,783.35	1,882.64
連結売上高	1,502,834	1,670,090	1,673,137
連結営業利益	108,594	149,782	140,787
連結経常利益	102,073	154,826	137,969
親会社株主に帰属する 当期純利益	63,153	101,603	93,366
1株当たり連結当期純利益 (円)	180.84	290.93	267.35
1株当たり配当金(円)	60.0	88.0	90.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先であるヤマハ発動機は、東京証券取引所に上場しており、ヤマハ発動機が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日:2018年12月27日)の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、ヤマハ発動機及びその役員は反社会的勢力とは関係が無いと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、ヤマハ発動機より、本株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、ヤマハ発動機より、払込日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるヤマハ発動機の第83期有価証券報告書(2018年3月26日提出)における連結貸借対照表の現金及び預金の状況(156,634百万円)並びに第84期第3四半期報告書(2018年11月1日提出)における連結貸借対照表の現金及び預金の状況(123,196百万円)等により、割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに必要な現金預金を有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年9月30日現在）		募 集 後	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	5.50%	ヤマハ発動機	56.63%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4.98%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	2.38%
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 きらぼし銀行口	4.49%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4.05%	みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 きらぼし銀行口	1.95%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3.27%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1.76%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	2.90%	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1.42%
新川取引先持株会	2.89%	THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1.26%
(株)アイ・アンド・イー	2.49%	新川取引先持株会	1.26%
東京きらぼしリース(株)	2.02%	(株)アイ・アンド・イー	1.08%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.79%	東京きらぼしリース(株)	0.88%

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
2. 募集前の持株比率は、2018年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。
3. 当社は、2018年9月30日現在において自己株式1,858,789株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

8. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当増資により、ヤマハ発動機に対して割り当てる当社普通株式の数量26,178,100株（議決権数261,781個）は、2018年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数20,047,500株に対して130.58%（総議決権数181,657個に対する割合144.11%）に相当し、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになります。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先であるヤマハ発動機の議決権の所有割合は59.03%となり、同社は当社の支配株主（親会社）となる予定であります。また、支配株主の異動を伴うものであることから、当社は東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める当社及び当社の経営陣から独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そのため、当社は本臨時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主の皆様の意思確認を行うこととしました。なお、当社は、本第三者割当増資において、ヤマハ発動機が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するため、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要となります（会社法第206条の2第4項）。当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本第三者割当増資について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本臨時株主総会の議案として上程しております。

第2号議案 新設分割計画承認の件

当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、2019年7月1日を効力発生の予定日とする新設分割により、アピックヤマダとの共同持株会社体制へ移行することを決議いたしました。本会社分割は、当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダによる事業統合のための一連の取引の一環として行われるものであり、現在当社が展開している半導体製造装置及びその技術を応用した電子精密機器等の研究・開発・設計・製造・販売及び保守サービスに関する事業を新設する事業会社（以下、本議案において「新設会社」といいます。）へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能及び各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を維持してまいります。

つきましては、今回の共同持株会社体制への移行の趣旨を踏まえ、本会社分割に係る新設分割計画について、株主の皆様のご承認をお願いいたしたく存じます。本会社分割を行う理由、新設分割計画の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されること、当該議案に基づき第三者割当による募集株式発行に基づく払込みが実行されていること及び本公開買付けの成立を条件として発生するものいたします。

1. 本会社分割を行う理由

当社、ヤマハ発動機及びアピックヤマダの三社は、2019年2月12日開催の各社の取締役会において、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による当社の子会社化、並びに、公開買付け及びその後の一連の手続を通じた当社によるアピックヤマダの完全子会社化並びに当社の本会社分割による当社及びアピックヤマダの共同持株会社体制への移行を伴う三社間の本事業統合を行うことをそれぞれ決議し、本統合契約を締結いたしました。本会社分割は本事業統合のための一連の取引の一環として行われるものです。本事業統合の目的は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」の「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載のとおりであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

本会社分割に係る新設分割計画の内容は、次のとおりであります。

新設分割計画書（写）

株式会社新川（2019年7月1日付で「ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「甲」という。）は、「株式会社新川」（以下「乙」という。）を新たに設立し、甲が営む半導体製造装置及びその技術を応用した電子精密機器等の研究・開発・設計・製造・販売及び保守サービスに関する事業（以下「本事業」という。）と当該事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本件分割計画書」という。）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。なお、乙の具体的な本店所在場所は、東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1とする。

第2条（乙の設立時取締役、設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。
（設立時取締役）長野高志、石岡修、佐久間巧、永島敦史
（設立時監査役）伊藤宏

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- （1）乙は、第6条に定める分割期日において、甲から、2019年3月31日時点の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める分割期日の前日までの増減を加除した別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、総称して「本件承継資産等」という。）を承継する。
- （2）本件分割後、甲は、乙に承継される債務すべてについて、免責的債務引受の方法により承継し、本件分割後、甲は当該債務を負わない。

第4条（乙の普通株式全部の取得）

乙は、乙の設立に際して普通株式10,000株を発行し、本件承継資産等の全部に代わる対価として当該株式のすべてを甲に割当交付する。

第5条（新設分割設立会社の資本金の額及び準備金）

乙の設立の際における資本金、資本準備金及び利益剰余金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| （1）資本金 | 金100,000,000円 |
| （2）資本準備金 | 会社計算規則第49条第1項が定める株主資本等変動額から上記（1）に定める資本金の額を控除した額 |
| （3）利益剰余金 | 金0円 |

第6条（乙の成立日）

乙の設立の登記をする日（本件分割計画書において「分割期日」という。）は、2019年7月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行その他の事情により必要があるときは、甲の取締役会決議による承認を得て、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務の不存在）

甲は、本件分割の分割期日後においても、乙が承継する事業につき、法令（会社法第21条を含むがこれに限らない。）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

第8条（計画書の承認）

甲は、2019年4月26日までに株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、本件分割の手の続の進行その他の事情により必要があるときは、甲の取締役会決議による承認を得て、これを変更することができる。

第9条（条件の変更）

甲は、本件分割計画書作成の日から分割期日までの間において、甲の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、本件分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第10条（その他）

本件分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

以上

2019年3月25日

東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
(甲) 株式会社新川
代表取締役社長執行役員 長野 高志 ㊞

株式会社新川 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社新川と称し、英文ではSHINKAWA LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 産業用ロボット、生産ラインシステム、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (2) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (3) 輸送機械器具、精密・光学機械器具、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (4) フトウェアおよび関連システムの作成ならびに販売
- (5) 前各号の製品に関連する修理および保守管理
- (6) 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスに関する事業
- (7) 総合リース業・レンタル業
- (8) 前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、技術・ノウハウの開発、提供、販売
- (9) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都武蔵村山市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同してしなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法施行規則第22条第1項に定める事項に該当する場合には、株式取得者が単独で前項の規定による請求をすることができる。

(株主の住所等の届出)

第10条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項の規定による届出印を押印しなければならない。

(質権の登録および信託財産表示請求)

第11条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ2週間前に公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の他の議決権ある株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第18条 当会社の取締役は7名以内とする。

(選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置く。

2. 業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。
3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役会規則)

第23条 取締役会の招集、議長、決議の方法および議事録については、取締役会の定める取締役会規則による。

2. 取締役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(社外取締役等との責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(定員)

第26条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第27条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第32条 当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2019年12月31日までとする。

以上

承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する本件権利義務の明細は、乙の成立の日において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。ただし、本別紙「4. 承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務」に記載される権利義務を除く。

なお、これらの権利義務のうち、資産及び負債については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

現金、当座預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、商品及び製品、半製品、貯蔵品、仕掛品、原材料、未収消費税、その他流動資産、貸倒引当金（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

(2) 固定資産

機械装置、運搬具、工具器具備品、電子計算機、建設仮勘定、ソフトウェア、株式会社新川テクノロジーズの株式、従業員に対する長期貸付金、その他固定資産（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

2. 承継する負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金、製品保証引当金、賞与引当金、前受金、前受収益、その他流動負債（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

(2) 固定負債

退職給付引当金、長期末払金、その他固定負債（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 本事業に主として従事する甲の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

当社は、分割期日において、当会社と従業員との間で締結している雇用契約に基づく権利義務を新設会社にすべて承継し、同日以後、当社が必要とする従業員を新設会社より出向させるものとする。なお、当社における勤続年数等は、新設会社において通算するものとする。

(2) 分割期日において、本事業に関して甲が締結している賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するもの（グループ会社間で共通して加入する保険契約やグループ会社で共有するITインフラに関する契約に係る契約上の地位を含むがこれに限らない。）を除く。）

- (3) 分割期日において、本事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標、著作に関する一切の知的財産権
- (4) 分割期日において、本事業に属する免許、許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの

4. 承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務

(1) 除外される資産・負債

- ① ヤマハ発動機を割当先とする第三者割当増資の払込により生じた当座預金
- ② 普通預金、定期預金、外貨預金、長期性定期預金、保険積立金
- ③ 土地、建物及び建物附属設備
- ④ 子会社株式（株式会社新川テクノロジーズの株式を除く）、関係会社株式、投資有価証券
- ⑤ 敷金等差入保証金
- ⑥ 短期・長期貸付金、未収利息
- ⑦ 未払法人税等

(2) 除外される権利義務

- ① 事務所の建物に係る賃貸借契約
- ② 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及び当座貸越契約
- ③ 上記（1）に記載された承継されない資産及び負債に係る契約

以上

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設会社が本会社分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本会社分割に際して、普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

新設会社が当社に対して交付する株式の数については、本会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、当社が任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社の適正かつ効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

② 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更（1）の件

当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、本臨時株主総会の承認可決を前提として、2019年7月1日を効力発生日として、持株会社体制へ移行する予定です。これに先立ち、取締役会の監督機能の更なる向上、意思決定の迅速化と機動性の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めるために、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。また、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決され、ヤマハ発動機を割当先とする第三者割当増資が実行された場合には、同社が親会社になることから、親会社となるヤマハ発動機と決算期を統一することにより、決算業務及び経営計画策定並びに業績管理等の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更いたしたいと存じます。これに伴い、次のとおり現行定款について変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、①本第三者割当増資に係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び②2019年6月27日開催予定の当社2019年3月期定時株主総会が終結していることを条件として、その効力が発生するものといたします。

1. 提案の理由

本定款変更を行う主な理由は、次のとおりであります。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進、経営基盤の強化及び内部統制体制の充実に備えるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を15名以内、監査等委員である取締役の員数を7名以内とするものであります。
- (3) 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。なお、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の現行定款第27条の一部の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 <削除> (3) 会計監査人

現行定款	変更案
第13条（基準日） 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第20条（定員） 当社の取締役は<u>7名</u>以内とする。 ＜新設＞ 第21条（選任） 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ＜新設＞ 第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ <u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> ＜新設＞	第13条（基準日） 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第20条（定員） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>15名</u>以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u> 第21条（選任） 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> <u>2. 当社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 第22条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 前条第2項の補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
第23条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を置く。</u> 2. 業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>置く</u>ことができる。 3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。 第24条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。 第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> ＜新設＞ 第27条（社外取締役等との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第23条（役付取締役および代表取締役） 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定める。</u> 2. 業務の遂行のため必要があるときは、<u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u> 3. 代表取締役は、取締役会の決議をもって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。 第24条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（<u>議決に加わることができる者に限る。</u>）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 第27条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条（社外取締役等との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 第28条（定員） <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> 第29条（選任） <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 3. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。</u> 第30条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 第32条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
<u>第33条（監査役会規則）</u> <u>監査役会の招集、議長、決議の方法および議事録については、監査役会の定める監査役会規則による。</u> <u>2. 監査役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規則による。</u>	<削除> <削除>
<u>第34条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	<削除>
<新設> <新設>	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>第29条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u>
<新設>	<u>第30条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<新設> <新設>	<u>第6章 会計監査人</u> <u>第31条（会計監査人の選任）</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
<新設>	<u>第32条（会計監査人の任期）</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
<新設>	

現行定款	変更案
<新設> <u>第6章 計算</u> 第35条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までとする。 第36条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第37条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第38条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	<u>第33条（会計監査人の報酬）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> <u>第7章 計算</u> 第34条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までとする。 第35条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 第36条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 第37条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

現行定款	変更案
<新設>	<u>附則</u>
<新設>	<u>第1条</u> 第34条の規定にかかわらず、第62期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間とする。なお、本条は2019年12月31日の経過により削除する。
<新設>	<u>第2条</u> 2019年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第34条の定めるところによる。同定時株主総会において再任された監査役の、同定時株主総会終結の日から本定款変更の効力発生日までの間の監査役の責任の免除および監査役と新たに締結した責任限定契約についても同様とする。

第4号議案 定款一部変更（2）の件

当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、本臨時株主総会の承認可決を前提として、2019年7月1日を効力発生日として、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、第2号議案「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決され、本会社分割の効力が発生することを条件として、本会社分割の効力発生日をもってその効力が発生するものいたします。

1. 提案の理由

商号及び事業目的を変更するため、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）について、所要の変更及び一部を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は、株式会社新川と称し、英文ではSHINKAWA LTD. と表示する。	第1条（商号） 当社は、ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社と称し、英文ではYamaha Motor Robotics Holdings Co., Ltd. と表示する。
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ＜新設＞	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 半導体およびその他の電子部品を応用した電子機器の製造、販売	1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うこと
(2) 半導体およびその他の電子部品を応用した精密機器の製造、販売	(1) 産業用ロボット、生産ラインシステム、その部品および付属品の製造ならびに販売
(3) 前各号に附帯する一切の業務	(2) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売
＜新設＞	(3) 輸送機械器具、精密・光学機械器具、その部品および付属品の製造ならびに販売
	(4) ソフトウェアおよび関連システムの作成ならびに販売

現行定款	変更案
<新設>	<u>(5) 前各号の製品に関連する修理および保守管理</u>
<新設>	<u>(6) 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスに関する事業</u>
<新設>	<u>(7) 総合リース業・レンタル業</u>
<新設>	<u>(8) 前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、技術・ノウハウの開発、提供、販売</u>
<新設>	<u>(9) 前各号に付帯または関連する事業</u>
<新設>	<u>2. 前項各号に関する研究、開発、調査の受託</u>
<新設>	<u>3. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡</u>
<新設>	<u>4. 当会社は、第1項各号及び前各号に付帯または関連する一切の業務を行うことができる。</u>

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役会の規模及び取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社グループの企業価値向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また現時点で最適な人員体制となることを前提に、過半数が社外取締役に構成されている指名諮問委員会（委員長：社外取締役）の諮問を受けたうえで決定しております。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

1

かとう としずみ
加藤 敏純

(1958年3月24日生)

新 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 6月 ヤマハ発動機株式会社入社
2011年 1月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. 取締役社長
2012年 3月 ヤマハ発動機株式会社 上席執行役員
2014年 3月 同社 取締役上席執行役員
2016年 1月 同社 取締役上席執行役員ビークル&ソリューション事業本部長
2016年 3月 同社 取締役常務執行役員ビークル&ソリューション事業本部長
2018年 1月 同社 取締役常務執行役員ソリューション領域、提携戦略管掌
(現在に至る)
(重要な兼職の状況)
ヤマハ発動機株式会社 取締役常務執行役員ソリューション領域、提携戦略管掌

取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、ヤマハ発動機IMカンパニープレジデント、Yamaha Motor Corporation, U.S.A. 取締役社長、ヤマハ発動機ソリューション・特機領域、提携戦略管掌取締役等の経験と実績により、多様な価値観の下での企業経営の高い能力、マーケティング分野における高い能力と専門性を有し、事業統合の完成に向けたリーダーシップの発揮、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

2

いし おか おさむ

石岡 修

(1959年 3月12日生)

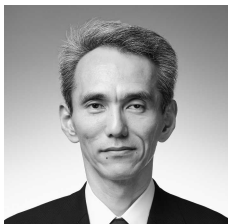
新 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 3月 ヤマハ車体工業株式会社入社
2007年 1月 ヤマハ発動機株式会社 IMカンパニー事業推進部長
2011年 1月 同社 事業開発本部IM事業部事業企画部長
2013年 1月 同社 事業開発本部UMS事業部事業推進部長
2016年 3月 ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 代表取締役社長
2019年 4月 ヤマハ発動機株式会社 ロボティクス事業部参与（現在に至る）

取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、ヤマハ発動機IMカンパニー事業推進部長、ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社代表取締役社長等の経験と実績により、企業経営の高い能力と事業戦略分野における高い能力と専門性を有し、事業統合の推進のための求心力の発揮、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

3

おお た ひろ ゆき

太田 裕之

(1964年 9月11日生)

新 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 ヤマハ発動機株式会社入社
2013年 7月 同社 事業開発本部IM事業部マウンター営業部長
2014年 11月 同社 事業開発本部IM事業部長
2017年 7月 同社 ビークル&ソリューション事業本部IM事業部長
2018年 1月 同社 ソリューション事業本部ロボティクス事業部長
2018年 3月 同社 執行役員（現在に至る）
2019年 1月 同社 ソリューション事業本部長（現在に至る）

（重要な兼職の状況）

ヤマハ発動機株式会社 執行役員ソリューション事業本部長

取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、ヤマハ発動機ソリューション事業本部長等の経験と実績により、マウンター、FAシステム市場の知見と事業戦略分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
11,005株

候補者番号

4

もり
森 琢也

(1960年2月12日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 3月 当社入社
2006年 4月 設計管理部長
2014年 4月 経営企画部長兼経理部長
2014年 6月 取締役執行役員 経営企画部・人事総務部・経理部担当役員
2015年 6月 取締役常務執行役員 経営企画部・人事総務部・経理部担当役員
2017年 4月 経営管理本部長（現在に至る）
2018年 6月 取締役専務執行役員（現在に至る）

取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、新川経営企画部長、同社経営管理本部長等の経験と実績により、ボンディング装置市場の知見と経営管理分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

5

おしもり ひろひと
押森 広仁

(1961年1月21日生)

新 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 アピックヤマダ株式会社入社
2010年 2月 同社 営業部長
2010年 6月 同社 取締役
2011年 10月 同社 事業開発室長
2013年 4月 同社 代表取締役社長（現在に至る）
2013年 6月 アピックヤマダ販売株式会社 代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、アピックヤマダ営業部長、同社代表取締役社長等の経験と実績により、モールディング装置市場の知見と営業分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
4,120株

候補者番号

6

かわ かみ ゆう いち

川上 雄一

(1950年4月22日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 日本電気株式会社入社
1999年 3月 同社 マイクロコンピュータ事業部長
2002年 11月 NECエレクトロニクス株式会社 ソリューション事業本部長
2004年 5月 同社 営業事業本部長
2005年 4月 NEC Electronics America Inc. President & CEO
2010年 4月 Renesas Electronics America Inc. Chairman
2011年 9月 Link_A_Media Devices Corp.
Executive Advisor to the Chief Executive
2012年 1月 NECキャピタルソリューション株式会社 顧問（現在に至る）
2012年 11月 インベンティット株式会社 社外取締役（現在に至る）
2014年 9月 Manutius IP Inc. Consultant
アトナープ株式会社 社外取締役（現在に至る）
2015年 6月 OmniTier Storage Inc.
Exective Advisor & GM, Japan（現在に至る）
2016年 6月 当社取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由

半導体業界において、国内外の事業部門長、経営者を歴任するなど、経営全般と半導体産業に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 加藤敏純、石岡修、太田裕之及び押森広仁の4氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 所有する当社の株式数は、2019年3月6日現在のものであり、新川役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数であります。
3. 第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決され、同議案に係る普通株式の発行がなされた場合、ヤマハ発動機は当社の親会社に該当します。加藤敏純、石岡修及び太田裕之の3氏は、同社の業務を執行しております。3氏の同社における地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。また、3氏の「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、過去5年間に、同社及びその子会社の業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。
4. 森琢也、押森広仁及び川上雄一の各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、川上雄一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 川上雄一氏は、社外取締役候補者であります。
7. 川上雄一氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年10か月となります。
8. 当社は、川上雄一氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に基づく社外役員の独立性判断基準を下記のとおり定め、いずれかに該当する社外役員で、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると認められる者は独立性を有しないものと判断します。

1. 現在および過去において新川グループの業務執行者である者
（業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員または使用人等をいう。以下同じ。）
2. 新川グループの主要な取引先（＊）とする者またはその業務執行者
＊「主要な取引先」とは、以下に該当する者をいう
・その者の直前事業年度連結売上高の５％以上を新川グループが占める
・当社の直前事業年度連結売上高の５％以上を占める
・当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関
3. 新川グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（＊）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
＊「多額の金銭その他の財産」とは、その者の直前事業年度連結売上高の５％または１千万円のいずれか高い方の額を超えることをいう
4. 当社の主要株主（＊）またはその業務執行者
＊「主要株主」とは総議決権の１０％超の議決権を保有している者
5. 当社が総議決権の１０％超の議決権を保有する企業等の業務執行者
6. 新川グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある企業等の業務執行者
7. 新川グループから年間１千万円を超える寄付を受けた法人・団体等の業務執行者
8. 上記２～７について現事業年度を含む過去５年間に於いて該当していた者
9. 上記１～８に該当する者が重要な者（＊）である場合には、その者の配偶者または２親等内の親族にあたる者
＊「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、上記３の場合は公認会計士または弁護士等をいう

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役会の規模及び取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社グループの企業価値向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また現時点で最適な人員体制となることを前提に、指名諮問委員会の諮問を受けたうえで決定しております。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

1

いとう ひろし

伊藤 宏

(1957年10月8日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 ヤマハ発動機株式会社入社
2007年 9月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. バイスプレジデント
2008年 3月 同社 エグゼクティブバイスプレジデント
2011年 1月 Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America 取締役社長
2015年 1月 ヤマハ発動機株式会社 企画・財務本部経営企画部企画担当
2015年 3月 同社 監査役
2019年 3月 同社 顧問（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由

高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、Yamaha Motor Corporation, U.S.A. エグゼクティブバイスプレジデント（コーポレート担当）、ヤマハ発動機常勤監査役等の経験と実績により、経営管理・内部統制全般に関する豊富な知識と高い専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、業務執行の監督やコーポレートガバナンスに関してご提言などを期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
10,011株

候補者番号

2

よしの まさき
吉野 正己

(1960年4月23日生)

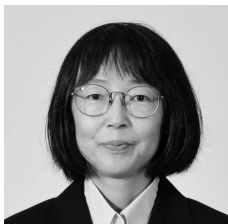
新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 外務省入省
1995年 4月 第一東京弁護士会登録 梶谷綜合法律事務所入所
2002年 1月 米ニューヨーク州弁護士登録
2004年 10月 竹川・岡・吉野法律事務所入所 同所パートナー
2007年 6月 当社監査役就任（現在に至る）
2014年 7月 吉野綜合法律事務所 代表パートナー（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任をお願いするものです。



所有する当社の株式の数
一株

候補者番号

3

みつ や まり こ
三矢 麻理子

(1962年3月25日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1990年 4月 公認会計士登録
2007年 8月 プロミネントコンサルティング株式会社入社
2009年 8月 同社 代表取締役
2011年 6月 当社監査役就任（現在に至る）
2016年 4月 東京工業大学監事（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由

公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任をお願いするものです。

- (注) 1. 伊藤宏、吉野正己及び三矢麻理子の3氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 所有する当社の株式数は、2019年3月6日現在のものであり、新川役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数であります。
3. 第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決され、同議案に係る普通株式の発行がなされた場合、ヤマハ発動機は当社の親会社等に該当します。伊藤宏氏は、同社の顧問に就任しております。また、同氏は、過去5年間において、当社の親会社となる予定のヤマハ発動機及びその子会社の業務執行者になったことがあります。同氏の当該各会社における過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
4. 吉野正己及び三矢麻理子の各氏と当社との間には特別の利害関係はありません
5. 伊藤宏氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
6. 当社は、吉野正己及び三矢麻理子の両氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、両氏が社外取締役役に選任された場合には、両氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
7. 伊藤宏、吉野正己及び三矢麻理子の3氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
8. 吉野正己及び三矢麻理子の両氏は、現在当社の社外監査役であります。各々の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、吉野正己氏は11年10か月、三矢麻理子氏は7年10か月であります。
9. 吉野正己氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
10. 当社は、吉野正己及び三矢麻理子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、第6号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の監査等委員である社外取締役吉野正己、三矢麻理子の両氏の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、佐野真氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、過半数が社外取締役で構成されている指名諮問委員会（委員長：社外取締役）の答申を受けたうえで決定しております。



所有する当社の株式の数
一株

さ の まこと
佐野 真

(1969年4月10日生)

新 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1995年 4月 第二東京弁護士会登録
田邨・大橋・横井法律事務所（現 麹町協和法律事務所）入所
- 2001年 6月 株式会社アートネチャー監査役
- 2011年 11月 不二総合法律事務所入所 同所パートナー
- 2015年 4月 大井暁法律事務所（現 大井・佐野法律事務所）入所
同所パートナー（現在に至る）

補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任をお願いするものです。

- (注) 1. 佐野真氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、2019年3月6日現在のものです。
3. 佐野真氏は、補欠監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 佐野真氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 佐野真氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とするものであります。
6. 佐野真氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、あらためて年額150百万円以内（うち社外取締役24百万円以内）とし、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役の人数（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。

取締役報酬額の設定にあたりましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の答申を受けたうえで決定しております。

第9号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額45百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。

取締役報酬額の設定にあたりましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の答申を受けたうえで決定しております。

第10号議案

取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、役員報酬制度として、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのいっそうの価値共有を進めることを目的として、あらためて譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内といたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等につきましては取締役会にて決定いたします。

本議案につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成されている報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案「定款一部変更（1）の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は3名となる予定です。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生及び第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の承認可決を条件として発生するものといたします。

当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限は、以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で

承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し割り当てております。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

会場

The map shows the location of the Shinawa Branch Meeting Room (新川 本店会議室) in relation to the Shinawa Station (新川駅) and the surrounding area. The station is located on the Sagami Line (相模線). The meeting room is situated near the Shinawa Station (新川駅) and the Shinawa Station (新川駅) entrance. The map also shows the location of the Yamanashi Base (横田基地) and various commercial facilities like the ION Mall (イオンモール) and the Shinawa Station (新川駅) entrance.

※IH行のバスは22番系統（エステート立川経由）をご利用ください。22-2番系統（立川七中経由）は伊奈平南交差点に停車しません。